

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案 (概要)

### 1 改正の概要

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）の一部を改正する命令案の概要は次のとおり。

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 27 号）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 22 年政令第 194 号）が改正され、障害共済年金の受給権発生後に生計維持関係がある配偶者を有するに至った場合にも、加給年金額の加算を行うこととされた。

これに伴い、障害共済年金の受給権者が加給年金額の加算を受けるためには、配偶者が受給権発生時から変わらず生計維持関係にある必要はなく、配偶者を有して受給権が発生した場合又は受給権発生後に配偶者を有するに至った場合のそれぞれにおいて、その後の時点時点で、配偶者が生計維持関係にあればよいこととなった。

これを受け、障害共済年金の受給権者は、加給年金額の加算を受けようとするときは、当該配偶者の氏名及び生年月日等を記載した届書に、当該配偶者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類等を添えて組合に提出しなければならないこと等必要となる手続きを定めるもの。

### 2 根拠法令

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 146 条

### 3 施行日

平成 23 年 4 月 1 日（予定）